

前橋市監査委員公表第15号

前橋市教育委員会教育長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年11月19日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	中	林		章
同	小曾	根	英	明

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年11月8日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：NPO法人まえばし農学舎】</p> <p>1 施設の管理状況について（指摘事項）</p> <p>林間研修施設おおさる山乃家周辺施設の木橋（2本）において、床版の一部にわれや腐朽があった。また、床版が傾斜した構造となっており、床版が濡れた場合に滑って危険な状態であった。</p> <p>公の施設の管理に関する協定書第3条第2項及び第13条に基づき、利用者の安全・安心のために必要な措置を講じられたい。</p> <p>【監査対象所属：青少年課】</p> <p>1 仕様書について（指摘事項）</p> <p>指定管理者が行う林間研修施設おおさる山乃家の利用許可の手續において、林間研修施設おおさる山乃家の設置及び管理に関する条例施行規則第5条では、利用許可申請書の写しに許可印を押印し、申請者に対し交付すると規定しているが、交付を行っていなかった。これは、指定管理業務に係る仕様書に具体的な利用許可の手續の記載がないことが要因であると考えられる。</p> <p>所管課として、指定管理者が適正な利用許可の手續を行えるよう、指定管理業務に係る仕様書を見直し、適正な指定管理業務となるよう改善されたい。</p>	<p>木橋（2本）については、すでに立入不可とした。利用者の安全・安心のため修繕を今年度内に行う予定であるが、修繕費が高額となる場合は市と協議し、翌年度以降に修繕することを決定した。</p> <p>林間研修施設おおさる山乃家の利用許可の手續については、同施設の設置及び管理に関する条例施行規則第5条に規定する、利用許可申請書の写しに許可印を押印し、申請者に交付する手續以外に、施設の状況を踏まえ円滑な許可手續を行うため、利用許可書を作成し交付する手續も可能となるよう、教育委員会事務局総務課と協議して同施行規則を改正することを決定した。</p>